

沿岸広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年4月1日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1（1） 路線名 大船渡広田陸前高田線
  - （2） 供用開始の区間 陸前高田市米崎町字樋の口57番1地先から字沼田58番1地先まで
  - （3） 供用開始の期日 令和4年4月1日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
    - イ 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで
- 
- 2（1） 路線名 重茂半島線
  - （2） 供用開始の区間 宮古市重茂第6地割10番5地先から5番4地先まで
  - （3） 供用開始の期日 令和4年4月1日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
    - イ 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで